

## 平成30年第3回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成30年9月6日（木曜日）

---

### ○議事日程

平成30年9月6日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	吉 村 祐太郎 君	2 番	藤 村 こずえ 君
3 番	宇多村 史 朗 君	4 番	河 村 孝 君
5 番	清 水 力 志 君	6 番	山 田 耕 治 君
7 番	三 原 昭 治 君	8 番	山 本 久 江 君
9 番	高 砂 朋 子 君	10 番	橋 本 龍太郎 君
11 番	牛 見 航 君	12 番	曾 我 好 則 君
13 番	石 田 卓 成 君	14 番	清 水 浩 司 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	和 田 敏 明 君
17 番	久 保 潤 爾 君	18 番	田 中 健 次 君
19 番	今 津 誠 一 君	20 番	行 重 延 昭 君
21 番	上 田 和 夫 君	22 番	河 杉 憲 二 君
23 番	安 村 政 治 君	24 番	山 根 祐 二 君
25 番	松 村 学 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市	長	池田	豊	君	教	育	長	杉山	一	茂	君															
代表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君	総	務	部	長	末	吉	正	幸	君								
総	務	課	長	松	村	訓	規	君	総	合	政	策	部	長	熊	野	博	之	君							
生	活	環	境	部	長	岸	本	敏	夫	君	生	活	環	境	部	理	事	大	田	稔	君					
健	康	福	祉	部	長	林		慎	一	君	産	業	振	興	部	長	赤	松	英	明	君					
土	木	都	市	建	設	部	長	友	廣	和	幸	君	土	木	都	市	建	設	部	理	事	佐	甲	裕	史	君
入	札	検	査	室	長	内	田	和	男	君	会	計	管	理	者	吉	富	博	之	君						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	内	田	健	彦	君	監	査	委	員	事	務	局	長	梶	山	範	雅	君
選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	福	江	博	文	君	消	防	長	田	中	洋	君				
教	育	部	長	原	田	み	ゆ	き	君	上	下	水	道	局	長	河	内	政	昭	君						

---

#### ○事務局職員出席者

議会事務局長 岩田 康裕 君 議会事務局次長 栗原 努 君

---

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。4番、河村議員、5番、清水力志議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

#### 一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしく申し上げます。

これより質問に入ります。最初は、18番、田中健次議員。

〔18番 田中 健次君 登壇〕

○18番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。

一昨日から昨日に近畿から北日本に被害を及ぼした台風、そしてけさ未明の北海道での地震など、日本は災害大国であることを改めて感じるものでございます。まだ現在、不明の方の一刻も早い救出と被災地の復旧・復興、そして不幸にも災害で亡くなられた方の御冥福を最初にお祈りしたいと思います。

さきの定例議会の一般質問冒頭で、私は、7月の豪雨災害被災者の方へのお見舞いの言

葉とともに、私たちがこれから何をしなければならないかが問われている、こういうふう  
に申し上げました。この9月議会では、さきの豪雨災害について、さまざまな情報媒体か  
ら見聞きしたことなど、災害への対応という観点から2つ、それと公共施設のマネジメン  
トについて、合わせて3つの課題について質問いたします。

質問の第1は、昨年の水防法改正への対応についてであります。2点についてお尋ねい  
たしますが、ことしの7月の豪雨に見られるように、近年、地球温暖化による気候変動に  
より豪雨が頻発し、また被害の規模も大きくなってきています。こうした状況に対し、国  
は水防法等の改正を進め、対策を講じてまいりました。

質問に入ります前に、まずこれまでの改正の一部を少し御紹介いたしますが、2005年、  
平成17年の改正では、これまでの洪水予報河川のほかに水位周知河川制度が新設され、  
洪水ハザードマップの作成・配布の義務化がされました。

2013年、平成25年の改正では、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等における洪  
水時の避難確保計画の作成と訓練を努力義務とすること、2015年、平成27年の改正  
では、浸水想定区域を対象とする降雨等を想定し得る最大規模のものに拡充すること、雨  
水出水・高潮にかかわるハザードマップの作成・配布の義務化がされ、こうした改正に対  
応して防府市でも佐波川のハザードマップを新たにつくり直す、そして高潮などのハザ  
ードマップの配布なども進められてまいりました。

本題に戻りますが、昨年、2017年、平成29年の改正では、先ほど述べた要配慮者  
利用施設における避難確保計画作成と訓練の実施がこれまでの努力義務から義務とされ、  
また水位周知河川等に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村  
長が把握したときは、これを水害リスク情報として住民等に周知する制度が創設されまし  
た。

そこで、この2点について防府市の状況をお伺いいたします。

1つ目は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難計画作成と訓練の状況はど  
うなっているのかについてお伺いいたします。

2つ目は、中小河川について水害情報をどう把握し、これをどう住民等に周知している  
のかについて御回答お願いいたします。

以上2点について御答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。土木都  
市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の要配慮者利用施設における避難確保計画作成と訓練の実施の進捗状況に

ついてでございますが、昨年6月の水防法改正により地域防災計画に記載された洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成とその計画に基づく避難訓練の実施が義務化されております。

本市の洪水予報河川である佐波川及び水位周知河川である柳川と馬刀川の洪水浸水想定区域内における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設は、本年4月末時点で157施設ございます。このうち避難確保計画を策定している施設は116施設となっております。

要配慮者利用施設のうち特に高齢者施設につきましては、昨年6月の水防法改正により避難確保計画の作成が義務化される以前から策定支援に取りかかっていたこともあり、全ての施設が避難確保計画を策定されております。未策定の41施設につきましても計画書の作成に向けて取り組んでいるところでございます。

また、避難確保計画に基づく避難訓練の実施状況につきましては、本年3月末時点の調査では35施設となっております。避難訓練の実施につきましては、避難確保計画の策定と異なり、市への報告義務がないことから随時把握ができておりませんが、引き続き実態を把握するため、毎年度末時点で調査を行っており、未実施の施設につきましては避難訓練を実施するよう指導してまいります。

2点目の水害リスク情報の住民等への周知についての御質問にお答えします。平成28年の台風10号において岩手県岩泉町の小本川などが氾濫し、高齢者福祉施設も含め甚大な人的被害が発生いたしました。このような災害を踏まえて水防法の改正が行われ、水位周知河川に指定されていない中小河川につきましても、過去の浸水実績等について市町村長が把握したときは、水害リスク情報として住民や滞在者等に周知することとなっております。

議員御案内の、このような制度が創設されたがどのように対処するのかという御質問でございますが、国及び県においては水防災意識社会の再構築が必要との観点から、大規模氾濫に関する減災対策協議会を設置されており、この中でハードとソフトのさまざまな取り組みをすることとしております。

現在、佐波川の水位計は全体で4カ所、うち市内には2カ所ございますが、国土交通省山口河川国道事務所では、今年度、全体で14カ所、うち市内には8カ所増設する予定としており、市内全体では10カ所となり、より多くの箇所での水位の把握が可能となります。県管理河川においても、今年度から減災対策協議会にて水位計の設置に関する検討を始めたところでございます。

また、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川における水害リスク情

報につきましても、県において過去の水害履歴の調査や既存資料の整理を行う予定であり、その後、市に対し情報の提供がなされることとなります。市といたしましては、そのような情報提供を受けた後に、既に公表している浸水実績図の充実を図りたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 御丁寧な答弁、ありがとうございました。

最初に2つ目に御回答いただいた水位周知河川以外のそういった浸水の情報ということについて若干申し上げたいと思います。御答弁でもありましたように、洪水予報河川というのがまず古くからあります。防府市で言えば佐波川がそれに当たるわけで、その後、平成17年の改正で水位周知河川というものが県によって指定されて、これが柳川と馬刀川ということで、平成21年の防府市の豪雨災害のときには、当然、平成17年の水防法改正の後でありましたからハザードマップがつくられておらなければならなかったけれども、これがまだできていないと。馬刀川などは、橋のところでいろいろと流れてきたものがそこで堰のような形になって水があふれるということがかなりございました。

ハザードマップは、すぐ、その後、私の一般質問にかかわらず、そういった形のものでありましたから直ちに翌年整備されたと思いますが、そういう形で、洪水予報河川、水位周知河川というところで川が少しずつ細かいところまで対策が必要だという形になって、昨年の改正では水位周知河川以外のそういった河川についての浸水実績をとという形でされておるわけでありまして。

昨日の山田議員の答弁でありましたように、浸水実績図というのが市のホームページに出ているのを私も確認いたしました。ただ、ちょっと注文といいますか、この辺は改めていただかないといけないと思うんですが、それはどこのホームページに出ているかということ、河川港湾課のトップから入りまして、「各種ハザードマップを掲載しています」というところ、その終わりのところに出てくるわけですが、その河川港湾課の「各種ハザードマップを掲載しています」の頭にいつ、そのページが更新されたかということが書いてあるわけですが、それが2011年3月1日更新という形で、本当はこれは2017年3月に更新というふうになっていなければならないと思うんですが、それは古いままです。

それから「各種ハザードマップを掲載しています」というところをクリックするとハザードマップはこういうものがありますというところが出てくるわけですが、その右上のところに更新月日というのが出ておりますが、それは2015年4月14日だと。それが新着更新情報だということですが、その後に更新したものがあるのに古い更新の日付のま

まになっていると。そういうことであれば人がホームページを見たときに、このページは前とかわりばえがしないんだということになりますので、この辺はぜひ変えていただきたい。もう一度チェックしていただきたいと思います。

それから、せっかくそういった浸水実績図がそこに示されておるのに、これはまだ不十分なものですけれども、こういったものについて一切これまで市広報などで周知されておりません。私、市広報が新しく出たら全てダウンロードして我が家のパソコンのハードディスクに置いてあります。市のホームページから消えてもハードディスクに残っているものは見ることができるというふうにしていますが、それで2年分検索しましたがけれども、浸水実績図というような言葉は出てきませんでした。

毎年6月15日に災害を市広報で特集しますが、昨年の方とことしの方を見ましたけれども、それにも出ておりません。こういった点も変えていただかなければならないというふうに意見を申し上げておきます。

それから避難確保計画ですが、福祉関係はかなり進んでいるという話で、3分の2がつくっておるから、これは立派なものだということか、取り組みを評価したいと思うんですが、41施設がまだということですが、41施設というのは強いて言うとうどうい感じの施設になるわけでしょうか。

○議長（松村 学君） 暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

---

午前10時19分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 大変、失礼いたしました。

できていない施設としては、障害者施設が19、それから児童福祉施設が5、医療施設2、それから小・中学校が14、それから私立幼稚園が1という状況でございます。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員。

○18番（田中 健次君） わかりました。要するに、児童の福祉の施設、それから障害者の福祉の施設、高齢者の福祉の施設、それから医療機関、それから学校というような形で市の中でもいろんな課に分かれて所管するところがおるわけでありますので、その辺、ぜひそういうようなものは把握して、どこかの課で一元的に把握するという形になるんだろうと思うんですが、この41がゼロになるように努めていただきたいと思います。

それから、訓練を実施しているのは157のうち35ということで、2割強という数字であります。計画をつくっても、実際に訓練をしてやってみないと、計画がうまくできる

のか、いわゆるそういう訓練をやってみて、俗にいうP D C A、そういう形で計画そのものを実効性の高い間違いのないものにしていくということが大事だろうと思います。

避難訓練の実施については、これは、国土交通省がつくっている「都道府県・市町村の担当者の皆さまへ」というような裏表2ページの、パンフレットと書いてありますが、チラシです。これを見ますと、都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援を行うことが、訓練についてですが、必要ですというふうに書いてあります。そういったことも今後どういうふうにしていくのか、ぜひお願いしたいと思います。

それと避難確保計画を策定していない施設ということで、市の関係は小・中学校などもあるようですが、民間の場合には、期限を定めて作成することを求める指示、それからそれをしない場合には公表すると。罰則的な、そういったものも法律の中には定められておりますので、そこまで一気にやる必要はありませんが、やらないとこういうこともありますよという形のことも求めていって、ぜひ、避難確保計画、防府市は進んでおるわけですが、国土交通省はこれをたしか4年か5年以内には100%にしたいというような目標は持っておるようですので、そのためにはそういった努力もしていただかないといけないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

この項については以上で、次の大きな質問の2点目に入ります。

質問の第2は、これも同じような質問になるかもしれませんが、災害対策についてであります。先ほどは1年前に施行された水防法の改正に限定して質問させていただきましたが、もう少し全般的に災害対策について3つの点についてお尋ねしたいと思います。

1つ目は、防災基本条例を制定すべきではないかという点であります。防災基本条例の制定については、昨年9月議会で制定を提言させていただきました。県内では既に宇部市と山陽小野田市がこの条例を制定しております。

この条例の内容を再度紹介させていただきますと、自助・共助・公助の3つの理念が不可欠であるということ、行政の基本的な役割、事業者の役割、市民の役割を定め、これらを基本に、行政に関しては、建築物等の災害対策、情報収集及び連絡体制の整備、災害時要援護者への対策、防災意識の啓発・知識の普及、自主防災組織等への支援、応急体制の構築などが定められております。また、事業者に対しては、管理する施設・設備の安全性確保、地域との連携など、市民に関しては、防災知識の習得、食料の備蓄、防災活動への参加などが定められております。

私は、この8月の初めに京都市で開催された議会・職員のための議会のリスク管理という研修会に参加してまいりましたが、災害の全般的な状況、災害対策の政策体系、議会の災害への立ち向かい方など多くの知見を得ることができました。そして、災害に対する理

論的なものとして、災害行政という考え方や行政によるリスク・マネジメントという考え、これはある意味では古い考え方という言われ方ではありますが、古いといっても、現在、主流の考え方ではありますが、こういった考え方から、多くの主体による危機管理、パートナーシップ・ガバナンスという多様な主体の協働に変わっていくべきという考え方には共鳴するものがありました。自助・共助・公助の理念もこうした行政と市民との協働という視点で考えるべきだと思います。

防災基本条例は、自助・共助・公助の理念、行政・市民・事業者などの役割を明確にするもので、私はここに議会の役割も加えるべきとの考えも持っていますが、いずれにしても、これからの災害対策に必要なものとなると思います。防災基本条例制定について改めて市執行部の考えをお伺いしたいと思います。

2つ目は、まるごとまちごとハザードマップについてであります。初めて聞く言葉かもしれませんが、まるごとまちごとハザードマップとは、生活する地域の水害の危険性を実感できるように居住地域を丸ごとハザードマップと見立てて、生活する地域に、洪水・内水・高潮の浸水の深さに関する情報、避難所、避難誘導の情報を表示する仕組みであります。

例えば、洪水のハザードマップで3メートルの浸水の深さが想定される箇所では、電柱や公共施設に、想定される浸水の深さ、これを想定浸水深と言いますが、想定浸水深3.0メートルとの標識をつけ、地面から3メートルの高さに青いラインを引くか、青いラインを引いた表示板をつけます。こうした表示により、生活するその場所が洪水のときになくなるのか、日ごろから住民に周知するものであります。避難所への誘導、案内の標識も同様に生活する地域に表示していくわけであります。

このまるごとまちごとハザードマップ実施の手引を作成し、取り組みを進めている国土交通省によれば、この取り組みは、2016年、平成28年3月末現在で約1割の市町村で取り組まれている。こういうふうにあります。この7月の豪雨災害で自治体が作成したハザードマップを被災された方が知らなかった、あるいは見ていないと話す、こういった新聞記事などに接しましたが、生活する地域にこうした標識があれば、取りつけられれば、こうしたことは解消されていくと思います。

国土交通省が作成した取組事例集では、予算制度として、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の効果促進事業として、避難誘導標識等の設置について交付金の活用が可能というふうにされております。防府市でもまるごとまちごとハザードマップに取り組むべきと思いますが、市執行部のお考えをお伺いいたします。

3つ目は、災害廃棄物処理計画策定の進捗状況についてであります。2011年、平成

23年の東日本大震災の経験から、大規模災害に備えて災害廃棄物処理計画が全国で策定されてきています。山口県でも、県が山口県災害廃棄物処理計画市町策定ガイドラインを策定し、計画策定の支援をしています。防府市では、2017年、平成29年度からの2年間でこの計画を策定するとして作業を進められています。

また、市議会の教育民生委員会も昨年4月に先進自治体である愛知県豊田市へ計画の内容や取組状況の調査をするための視察を実施してきました。計画を策定するという2年目の半ば近くになってきております。防府市の計画策定がどの程度まで進んでいるのか、これまでの課題整理をした内容についてお伺いいたしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 災害対策についての3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の防災基本条例の制定についてでございます。議員から御紹介のありました防災基本条例を制定されている自治体の条例には、自助・共助・公助による防災・減災対策の基本理念、行政の責務、事業者の責務、市民の責務や災害の予防対策、応急対策及び復興対策の基本的な考え方などが定めてあります。

また、条例制定の意義といたしましては、防災の基本理念などが明確化され、それらを市民と共有することができることに加え、法的規範としての政策推進の担保等が挙げられます。

一方で、本市においては、災害対策基本法に基づいた防府市地域防災計画を策定し、当該計画において防災の基本理念を定めるとともに、災害対策を進める上での市、県、防災関係機関、事業者及び市民、それぞれの基本的責務や災害事象別に、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策などを定めております。

このため、防災基本条例の制定につきましては、地域防災計画の内容を改めて条例に規定することとなりますことから、現在のところ、条例制定に向けての具体的な検討は行っておりません。まずは、災害に強いまちづくりを進めるべく、地域防災計画に基づき、防災意識の高揚、防災体制の強化、地域防災力の向上に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に2点目のいわゆるまるごとまちごとハザードマップについてでございます。本市においては、防災意識の高揚を図るための取り組みとして、指定避難場所などの公共施設や津波浸水想定区域内の一部の電柱などに地盤高を示す海拔表示看板を設置し、市民の皆様にも周知しているところでございます。

また、防災出前講座や徳山工業高等専門学校との協同による防災出前授業などにおいて、各種ハザードマップ、いわゆる防災マップの利活用の講習等を実施することで防災マップの普及啓発に努めております。

議員御提案の風水害の想定浸水深などを表示する、まるごとまちごとハザードマップの取り組みにつきましては、本市の地形的な成り立ちなど、実情にあうものとなるか、研究してまいりたいと考えております。

次に3点目の災害廃棄物処理計画の策定状況についてでございます。大規模な地震や風水害により発生する大量の災害廃棄物の迅速かつ適切な処理は、早急な復旧・復興に大変重要であると考えております。

国においては、東日本大震災等の災害廃棄物の処理状況を踏まえた災害廃棄物対策指針を示し、地方公共団体に対して早期の災害廃棄物処理計画の策定を求めています。また、県では、平成28年5月に山口県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町の計画策定に当たり、県の計画との整合を図り、実効性のある計画とするための支援として山口県災害廃棄物処理計画市町策定ガイドラインを策定して、県内市町に、平成32年度、西暦2020年度までの策定を要請しているところでございます。

これを受けまして、本市では平成29年度から2年間で計画を策定する目標を掲げ、昨年度は既に計画を策定済みの自治体の事例について調査・研究をいたしますとともに、計画を策定する上での課題の整理・検討を行い、現在、県のガイドラインに沿った具体的な計画の策定に取り組んでいるところで、今年度末までに策定を終える予定でございます。

また、計画の策定に当たり、これまでどのような課題について整理・検討したかのお尋ねでございます。まず、発生量の推計でございます。災害廃棄物がどの程度発生するかは、仮置き場の確保、焼却やリサイクル等の処理体制に大きな影響を及ぼすため、適切な推計が不可欠となってまいります。そのため、国が示している発生量の推計手法や他市の考え方も参考とし、検討を行っております。

2点目といたしましては、災害廃棄物の仮置き場の確保に当たっては発生量に応じた十分な場所を確保する必要があることから、本市の実情に即した選定基準や手順を定めておく必要があると考えております。

近年、全国各地で大規模な災害が多発しております。本市においては、平成21年7月の豪雨災害時の経験も踏まえ、具体的で実効性のある計画となるよう策定を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 基本条例をつくるということについては、直ちにするわけで

はなくて、市の災害の計画の中でいろんなものがあるということで、そういうことの中でという考え方はわかりますし、割ときちっとした計画ができていているということも評価をいたしますが、これからの行政のあり方といいますか、そういうことでいけば、市民との協働というのか、先ほど言いましたような、行政がマネジメントするのではなくて、市民と一緒に災害についてガバナンスをしていく、統治をしていく、そういった方向が今後目指されるべきだろうと思うんです。

そういう意味で基本条例というものはそれぞれの役割というものを定めるわけでありまして、それは今の計画の中でも定めてあると言われるかもしれませんが、そういったもので、これは避けて通れないような課題でないかということだけ申し上げておきます。

それから、まるごとまちごとハザードマップですが、確かに、今、海拔表示がされておるわけですが、これは高潮に対して、あるいは津波に対しては一定程度の意味があるということはわかります。しかし、こういうことはあってはならないわけですが、例えば佐波川の洪水というようなものがあつた場合、近年の異常気象というのか、気候変動の中で、例えば鬼怒川がああいうふうに決壊するだとかということの中でそういったことも想定外であつてはいけないわけです。想定しないとイケない。想定したことに対して市民にもきちっと周知しないとイケない。

確かにハザードマップはつくられておりますが、私の住んでおるところは、どうも、佐波川の河川の川底よりも低いということなんで、ハザードマップでいけば0.5メートルから3メートルの区域に入っております。0.5メートルならいいんですが、3メートル近くなると2階に避難しないと危ないと。0.5メートルだったら床下浸水ぐらいで済むわけですけども。そういったことも、ある程度、市民の方に知っていただく意味でいけば、まちの中の電柱にそういう表示をすると。

先ほど紹介した国交省の取組事例集だったか、国交省がつくっているそういった資料によれば、大体1枚7,000円ぐらいで標準的にできるんだと。100枚つくっても70万円。1,000枚つくれば700万円ですけども、とても1,000枚までつくる必要はないと思うんですが、そういった形で予算的にはそんなに大きな予算でなくて、それでハザードマップというものが、ある意味では目の前にあるわけです。毎日歩く道筋にハザードマップがあるわけですから、ハザードマップというものについての関心を高めることにもなると思いますので、よろしく、その辺、再度、研究するということですから、研究いただきたいと思います。

災害廃棄物の処理計画についてですが、発生量の推計をいろいろするということですが、今の時点でどういった災害を想定して発生量の推計をしているのか。この前の岡山の水害

などを見ると、道路際にざっとそういった廃棄物が出されておって、そういう水害に対する発生量もかなりのものだという気がするわけですが、この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（松村 学君） 生活環境部理事。

○生活環境部理事（大田 稔君） 災害廃棄物処理計画の中でどのような災害を想定しておるかというお尋ねかと思えます。

本市におきまして重大な被害が想定される大規模災害といたしましては、地震では南海トラフの巨大地震、また佐波川断層地震というものがございまして。風水害につきましては、佐波川洪水というものが想定されるかと考えております。

災害廃棄物処理計画では、最大の災害廃棄物の発生量を前提として対応方針をお示しすることとしております。佐波川洪水も含め、発生量等の検討を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員。

○18番（田中 健次君） わかりました。

あと、空き地の確保ということが、置き場ということで大変大事だと思うんですが、市の資料をいろいろ見ていたときにちょっと気がついたんですが、公営住宅について、一部については廃止して、その跡地を売却するというようなことも書いてありましたが、公営の住宅などは結構まちなかにあるような空き地もありますので、ぜひこういうものは売却しないで、そういったものにならないかということも検討いただきたいということでお願いします。

それから、二次被害ということが廃棄物について出てくるということで、豊田市の計画を見たときに、P R T R、化学物質排出移動量届出制度ということの中で、防府市には工場も随分あります。トヨタと同じような自動車工場も、関連の工場もあるわけでありまして。だから、薬品などについてこんなもので把握しておくこと、これも必要じゃないかということだけ意見として申し上げておきます。

それから、土地を確保するときに、市有地が第一、その次が公有地、それから民有地ということであると思いますが、民有地を確保するときには現状確認ということで写真撮影をしたりその土壌を採取したりして、それを使うことによって汚染されないか、そういったことの対策も必要ではないかということだけ意見として申し上げておきます。

時間も残り少なくなってきましたので質問の第3に移らせていただきたいと思います。質問の第3は公共施設のマネジメントについてであります。この課題につきまして

は、前市長時代には、2013年、平成25年12月議会、2014年、平成26年9月議会、2016年、平成28年3月議会で取り上げさせていただきました。

これまでの市執行部の取り組みを整理してみますと、まず2014年、平成26年3月に防府市公共施設白書を作成し、公共施設のサービス施設の老朽化、管理運営、コストなどの客観的な情報を整理・分析し、今後の検討のための基礎資料としてまとめました。

次に、2015年、平成27年3月に防府市公共施設マネジメント基本方針を策定し、公共施設白書をもとに公共施設の最適化に向けた今後のあり方を検討し、まとめました。このマネジメント基本方針における公共施設の再編の取り組みを具体化するものとして、翌2016年、平成28年3月に防府市公共施設再編計画を策定し、分野別の施設の方向性を示しました。

また、マネジメント基本方針における公共施設の保全に関する取り組みを具体化するものとして、2016年、平成28年12月に防府市公共施設保全計画を策定しました。大まかに述べると、公共施設白書からマネジメント基本方針へと進め、施設を再編するための再編計画と施設の長寿命化をするための保全計画まで策定した。こういう流れになると思います。

また、2016年、平成28年12月には保全計画と一緒に防府市公共施設等総合管理計画が策定されておりますが、これは総務省から各自治体への通知によりインフラ施設まで対象として計画を改めて取りまとめたものであります。2016年12月以降、市執行部の取り組みについて明確なものが私たちには見えておりません。昨年度の取り組みとしては、公共施設マネジメントシステムの導入が挙げられております。

そこで具体的な質問となりますが、昨年度導入した公共施設マネジメントシステムとはどのようなもので、今後どう活用していくかについて1つ目にお伺いしたいと思えます。

2つ目は、この公共施設マネジメントは施設の統廃合など再編を含むもので、具体化していくためには市民の理解が欠かせないものです。そのためには市民との情報共有や対話が必要と思えますが、市民との情報共有や対話を今後どう進めていくお考えであるかについてお伺いいたします。

3つ目は、昨年3月策定の防府市学校施設長寿命化計画の財政上の問題についてであります。この学校施設長寿命化計画は公共施設等総合管理計画を踏まえたもので、長寿命化により建物の使用年数を建築後80年にした場合、今後40年間のコストの試算は、従来の建て替え中心の場合より66億円、約11%の縮減となると考えられているものであります。しかし、その財政負担額は、最初の5年間は緊急修繕が中心として年2.8億円、

その後の35年間は年14.7億円と試算されています。これだけの負担が可能なのか、心配となります。

そこで2つ目の質問ですが、この学校施設長寿命化計画で示されている財政負担が市の財政状況から実現可能なものなのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の公共施設マネジメントシステムに関する御質問にお答えいたします。本市においては、公共施設の老朽化問題に対応するため、施設を効率的かつ効果的に活用する公共施設マネジメントの推進に取り組んでいるところでございます。

本市には約300の公共施設があり、施設に関する情報は所管部署ごとに管理しているため、保有する施設全体の情報把握に時間を要することや、管理方法に統一性がないことが課題となっておりました。このような状況を改めるため、施設に関する情報を一元管理し活用していくための電算システムを、昨年度、導入したところでございます。

この公共施設マネジメントシステムは、施設の所在地、敷地面積、建物の建築年度や構造、床面積などの基本的情報に加え、利用状況や維持管理経費などを一元的に管理するものでございます。現在、データの収集・整理に取り組んでいるところでありますが、完了後はシステムを活用することで、光熱水費等の維持管理経費の抑制や、建物の改修や建て替えに係る費用の平準化を図るとともに、市民の皆様への情報提供などを行ってまいります。

次に、2点目の市民との情報共有や対話を今後どう進めていくかとの御質問についてお答えいたします。公共施設マネジメントに関する取り組みを進める上で、市民の皆様施設の現状を理解していただくことは重要だと考えております。そのため、平成25年度には市民の皆様と情報共有を図ることを目的に防府市公共施設白書を作成し、現在もホームページで公表しているところでございます。

また、平成26年度には、今後の公共施設のあり方について市民の皆様の御意見をお聞きするため、市民アンケートや施設利用者アンケートを実施するとともに、市内15地域で説明会を開催したところでございます。

今後は、先ほど御答弁いたしましたシステムを活用し、個別施設の概要、利用実績、維持管理経費等の状況をわかりやすい形に見える化した施設カルテを作成し、ホームページ等に公表することで、市民の皆様への情報提供をさらに図るとともに、個別の施設の統廃合につきましては施設利用者や地域住民の皆様との対話を十分に持ちながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の学校施設長寿命化計画では多額の財政負担が今後求められるが、市の財政状況から実現可能なのかとの御質問にお答えいたします。学校施設の整備につきましては、従前より施設の老朽化等に対し順次改修等の対応をまいったところでございます。

近年の対応状況といたしまして、耐震改修を開始いたしました平成25年度以降の小・中学校の施設整備に対する投資的経費の決算状況を事業費並びに一般財源ベースで順次申し上げますと、平成25年度は、事業費5億1,000万円、一般財源8,000万円、26年度は、事業費11億9,000万円、一般財源2億7,000万円、27年度は、事業費19億2,000万円、一般財源5億4,000万円、28年度は、事業費18億9,000万円、一般財源5億9,000万円、29年度は、事業費14億6,000万円、一般財源3億4,000万円となっており、厳しい財政状況の中でも可能な限り対応を行ってきたところでございます。

議員御案内のとおり、学校施設長寿命化計画は、期間前半の5年間については年間2.8億円程度の緊急修繕を中心とした対応を行い、その後は年間14.7億円程度の中規模あるいは大規模の改修や建て替えを行う計画でございます。計画は事業費ベースで示しておることから、実際の実施に当たっては実施内容を精査するとともに補助金や市債を充当いたしますので一般財源の所要額を正確に推計することは困難でございますが、市債についても、後年度、公債費として一般財源で返済することとなりますので、相当な財政負担を生じる計画でございます。

なお、この計画につきましては、小・中学校のエアコン設置や耐震性のないブロック塀の整備について早急に対応する必要がございますので、計画に掲げた事業については、実施期間を含め、今後、検討する必要がございます。

いずれにいたしましても、児童・生徒の安心・安全にかかわる計画でありますので、厳しい財政状況ではございますが、財源確保に努めるとともに、年度間の事業量調整を行い、可能な限り対応していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 残り時間がほとんどありませんので、簡略に意見だけ少し述べて終わりたいと思います。

公共施設マネジメントというふうな言い方をするわけですが、先ほど災害のときにも申し上げましたけれども、行政がマネジメントするという考え方でこれからやっていけないんじゃないかと思えます。市民との協働といいますか、特に建物を再編・統合ということ

になると、それについて十分な市民の理解を得るということの中でいけば、市民参画、そういう意味のガバナンスということが必要になるということをぜひ一つ強調しておきたいと思います。

それから学校のほうの関係ですが、かなり大きな事業費を必要とするわけですが、学校が地域をつくる、地域が学校をつくるというような形で、特に小学校は一つの地域のかなめだろうと思います。そういった意味で、他市ではこういった財政的に厳しいということの中で、学校の統廃合、もちろん児童・生徒さんの人数の問題もありますが、統廃合ということが言われておりますけれども、防府市では前市長時代から学校は残していくということの中で特認校ということもしております。ぜひ、この点は引き続いてやっていただきたいということを要望として私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松村 学君） 以上で、18番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、24番、山根議員。

〔24番 山根 祐二君 登壇〕

○24番（山根 祐二君） 「公明党」の山根でございます。

通告に従って質問いたします。

まず、最初に幼児教育無償化について質問いたします。平成29年12月8日に新しい経済政策パッケージが閣議決定されました。その大きな柱の一つは幼児教育の無償化です。そして、平成30年6月15日に経済財政運営と改革の基本方針2018が閣議決定されました。20代や30代の若い世代が理想の子どもの数を持たない理由は「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由であり、教育費への支援を求める声が多いようです。

子育てと仕事の両立や、子育てや教育に係る費用の負担が重いことが子育て世代への大きな負担となり、我が国の少子化問題の一因となっています。このため、保育の受け皿拡大を図りつつ、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講ずることは重要な少子化対策の一つと言えます。

また、幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、この時期における家族、保護者の果たす役割とともに幼児教育・保育の役割は重要です。

さらに、幼児教育は将来の所得の向上や生活保護受給率等の低下等の効果をもたらすという研究成果もあり、諸外国においても3歳から5歳児の幼児教育について所得制限を設けずに無償化が進められています。

現政権におきましては、平成26年度以降、幼稚園、保育園、認定こども園において生活保護世帯の全ての子どもが無償化を実現するとともに、第3子以降の保育料の無償化の範囲を拡大してきています。そして、今年度からは住民税非課税世帯では第2子も無償化するなど、その範囲を拡大してきています。

今回の閣議決定によりますと、子育て世帯を応援し、幼児教育の無償化を一気に加速するとしています。対象範囲は、3歳から5歳児までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園とし、その費用を無償化します。ゼロ歳から2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進め、現在は住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているものを全ての子どもに拡大します。公明党が求めてきた認可外も対象とし、実施時期は消費税が10%に引き上げられる2019年10月を目指しています。

さて、このような政府の方針が実施されると待機児童の増加が危惧されるどころです。本市としましても、早期に考えられる状況を想定し、備える必要があると考えます。

そこでお尋ねいたします。本市の保育の受け皿の整備について、現在の状況と今後の取り組みについてお聞かせください。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 幼児教育・保育無償化についての御質問にお答えいたします。

本市の保育の受け皿の整備状況についてでございますが、本市では、平成26年度まで公立保育所3園及び私立保育所19園により保育事業が行われてまいりました。その後、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援の新制度が平成27年4月にスタートし、新制度のもと、幼稚園の認定こども園化、また、小規模保育事業所や事業所内保育事業所が開所されるなど、順次、保育の受け皿が拡大されました。

現在の状況といたしましては、公立保育所3園、私立保育所19園、認定こども園5園、小規模保育事業所2カ所、事業内保育事業所1カ所となっております。このような受け皿の状況の中、平成26年度までは保育需要に対して施設側の供給が満たされており待機児童の発生はありませんでしたが、平成27年10月に初めて5名の待機児童が発生しております。その後も年度当初は待機児童ゼロとなっておりますが、年度途中で待機児童が発生する状況が続いており、ことしも、8月現在、7名の待機児童が発生しております。

このような状況にありますが、現在、幼稚園2園が認定こども園への移行に向けた施設整備を進められており、また私立保育所1園と認定こども園1園においても増築整備が進められ、来年4月には定員増が見込まれることから、現在の状況では待機児童が解消され

るものと考えております。

しかしながら、議員が危惧されていらっしゃるように、幼児教育・保育の無償化が実施された場合、潜在的な需要が喚起されることによる待機児童の発生増加を私も強く懸念しております。このため、国からの情報収集に努め、必要に応じて国へも要望いたします。国の動向をしっかりと注目しながら、今後も、保護者が安心して子どもを産み育てることができ、仕事と家庭の両立ができるよう、責任を持って受入体制の充実と保育施設の確保に努めてまいりたいと考えます。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。防府市では、今、御答弁にありましたように年度当初は待機児童というのはこれまでほとんどなく、ゼロでありましたが、年度途中には待機児童も数名発生するようになったということでございます。

防府におきましても現在7名の待機児童があるということでございます。都会に比べればその数というのは非常に少ないわけでありませけれども、今回、こういう幼児教育・保育の無償化という制度が施行されますと、待機児童の増加というのは考えられるわけで、その予測と対応策というものは考えていかなければなりません。市長の答弁にございましたが、しっかり国に要望していく、その施設の数を確保していくということでございますので、その点はしっかり進めていっていただきたいというふうに思います。

また、国の情報も、今から細かいこと、詳細が出てくると思いますので、それに沿った素早い対応をしていっていただきたいと思います。

幼児教育・保育無償化については、当初——当初というのは昨年のことですが、認可外保育施設は対象に含まず先送りという予定でありましたが、認可保育所に入れなため認可外の保育所に預ける親もいることから、公明党は無償化の対象を幅広くするよう要望し、認可外も対象と提案いたしました。

そして、自治体の事務作業や消費税率引き上げの負担を軽減するため、無償化開始時期も、当初の19年10月と20年4月の2段階ではなく、消費税が10%に引き上げられる2019年10月からの一斉実施を要望し、実際にその予定となっております。

そこでお尋ねいたします。制度実施までの自治体の事務作業ということを国が申しておりますけれども、自治体の事務作業とはどのようなものがあるか、教えてください。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えいたします。

幼児保育無償化に伴いまして、保護者への周知、それからシステム改修、規則改正また保育認定対象者の増加に伴う事務手続の増加、それと今、議員もおっしゃられましたよう

に新たに認可外保育施設における保育へ給付を新たにすることになりますので、それに伴う新たな事務手続など、今後、さまざまな業務が増加してまいるといふふうに思います。したがって、それに伴って職員の負担も増大してくることが予測されております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 今、御答弁されたように自治体の事務作業というのはこれから増えてくるわけでありますから、しっかり予想していただいて、こちら側の防府市の体制というのをしっかり備えていただきたいと思います。保護者からの要望に迅速に応えられるような体制整備が必要になると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

防府市子ども・子育て支援事業計画の資料では、平成26年までの幼稚園に在籍している子どもは1,700人前後で推移しているとのこと。また、保育所に入所している子どもは2,100人強の定員をやや上回る数で推移しています。計画書では、平成31年度までの教育・保育施設の量の見込み及び確保方策を示しておりますが、各年齢の子ども数は減少する予想となっています。

施設の新規設置は難しいので、既存の幼稚園から認定こども園への移行、保育所の利用定員の増加及び認可外保育施設から地域型保育事業への移行により保育の提供量の確保を図ると、このようにありますので、ニーズ調査をもとに防府市は子育てしやすいまちとなるように教育・保育の受け皿整備をよろしくお願い申し上げます。しっかり整備ができることを期待して、この項の質問を終わります。

次に、自転車保険の義務化について質問いたします。近年、自転車事故の賠償請求が高額化しています。神戸市で2013年に男子小学生11歳が歩行中の62歳の女性と正面衝突して女性は意識不明の重体となりました。神戸地裁は、自転車事故を起こした男子小学生の母親に損害賠償9,521万円の支払いを命じました。

他の例では、東京で男子高校生が車道を斜めに横断し、自転車で直進中の男性会社員24歳と衝突。会社員は言語機能を失う障害となり、賠償額9,266万円。また、同じく東京で男性がペットボトルを片手に坂を下る途中、交差点で女性38歳と衝突。女性は3日後に死亡。賠償額は6,779万円でした。

茨城県つくば市で、ことしの6月、歩行者の男性がマウンテンバイクにはねられて死亡する事故があり、スマートフォンを見ながらの運転だったとして、茨城県警が重過失致死の疑いで男子大学生19歳を書類送検しています。事故は、6月25日夜、つくば市の歩道で発生。団体職員の男性62歳が男子大学生のマウンテンバイクにはねられ、頭部を強く打つなどして、翌日、死亡しました。捜査関係者によると、男子大学生はスマホを見な

がら無灯火で走行していたということです。男子大学生は、書類送検後、水戸家裁土浦支部に送致されました。

ながらスマホの自転車事故をめぐっては、川崎市で昨年12月に高齢女性をはねて死亡させたとして、重過失致死罪で当時大学生だった女性を在宅起訴し、検察側が禁固2年を求刑して結審しております。

警察庁によりますと、2017年度中の自転車加害者となった事故は1万5,000件を超えており、歩行者側が重症もしくは死亡した人数は299人に上ります。このうち加害者となる自転車側の3割が保険に未加入だったそうです。

2015年に全国で初めて保険加入を義務化したのは兵庫県です。現在、加入者は10万人近くに及ぶそうです。京都市は、2017年から自転車保険の種類や条例の内容などを相談できる専用コールセンターを開設しています。名古屋市でも保険の加入を呼びかけています。相模原市は、2017年12月に制定された条例に基づき、本年7月から自転車保険への加入を義務化しました。条例に罰則はありませんが、市は加入義務を知らせるパンフレットを自治会や市内小・中学校などに配付して周知徹底を図っております。

国土交通省の担当者は、自転車保険の知名度はまだ高くないため、より多くの自治体に条例を制定してもらいたいと話しています。自治体の義務化の動きを踏まえ、政府も本年6月に発表した自転車活用推進法に基づく推進計画の中で法律による保険加入の義務づけについて検討を進める方針を明記しました。

自転車保険は、自動車損害賠償保険のような強制保険ではないため、条例で保険加入を義務づけている自治体でも未加入者への罰則は設けていません。自転車保険は、他人にけがを負わせたときなどに保障する個人賠償責任保険と、自分のけがに備える傷害保険を組み合わせたものです。現状では、年間数千円の保険料で1億円程度の個人賠償責任保障がついたものが主流とのことでもあります。

そこで質問いたします。近年、本市での交通事故のうち自転車がかかわる事例はどのようになっていますでしょうか。

次に条例で自転車保険加入を義務づけてはいかがでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の本市の交通事故のうち自転車がかかわる事例についてでございます。この3年間を見ますと、平成27年は人身事故451件のうち自転車がかかわった事故は58件、平成28年は429件中55件、平成29年は423件中60件でございます。

これらの事故の中で、自転車に乗っていた人が第一当事者、いわゆる加害者となった事故は1件で、平成29年6月に50代男性が運転する自転車と歩行中の40代女性が歩道内で衝突し、40代女性が転倒してけがをされたものです。

次に、2点目の条例で自転車保険加入を義務づけてはどうかとのお尋ねでございます。議員御案内のとおり、全国的に自転車に乗る人が加害者となる人身事故が増加し、その賠償額も高額となっております。現在、自転車保険の加入については法的な義務がないため加入率は低く、未加入者が関係する事故における加害者・被害者双方の経済的負担が問題となっております。このような中、条例の制定・改正により自転車利用者に対する自転車保険への加入を義務づけている自治体は、これまでに大都市圏や観光都市を中心に6府県3市となっております。

本市におきましては、交通安全運動の中で自転車安全利用キャンペーンを実施し、駅前での自転車の安全利用の啓発活動や、自転車で通学する高校生全員の自転車の点検を行うなど、自転車交通事故の防止に努めておりますが、万が一のための自転車保険への加入も重要であると認識しております。

今後は、親子や高齢者を対象とした交通安全教室や幸せますフェスタなどの各種イベント等、さまざまな機会を捉えて啓発用チラシを配布するなど、自転車保険への加入を呼びかけるとともに、本年6月8日に閣議決定されました自転車活用推進計画の中で自治体に対して条例等による保険加入の促進を図ることを要請し、新たな保障制度の必要性等について検討を行うとされていることから、国や県の動向もしっかりと注視しながら対応してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

御答弁にありましたように、防府市では、自転車がかかわった事故の件数が、平成27年から58件、55件、60件ということでありまして、幸いにもそのうち自転車が加害者となった件数は1件で、40代女性のけがであったという内容の御説明がありました。

加害者となったのは1件ではありますが、自転車がかかわった件数は、結構、防府市でもあるということは、この中ではやはりけがをされた方もいらっしゃるということで、相手が自動車であれば自動車の保険によってけがの保障はあるわけでございますけれども、自転車保険というのは組むときに、大体、賠償保険と自分の傷害保険とを組んだものでございますから、例えば相手の自動車が保険に未加入の自動車であったとしても自転車保険が

あれば自分のけがも担保することができるというような保険となっております。

自転車の安全運転について防府市でもさまざまな働きかけを、点検と安全キャンペーンとかでされているということでございますが、最近、特に報道で見られるのが、スマホの操作とか、あるいはイヤホンの装着とか、あるいは無灯火の自転車運転などがありますけれども、こういった点、安全キャンペーンの中で果たしてしっかり安全運転の仕方ということを周知されているでしょうか。安全キャンペーンなど周知している内容について若干紹介いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） キャンペーンの中でも、今おっしゃったような、ながらスマホというんですか、そういう危険な運転はいけませんよということ、あと無灯火、夕方以降はちゃんとライトをつけてくださいよというような呼びかけもしております。

また、先ほどちょっと申しましたけど、高校に行って点検もしますので、また秋も今から交通安全運動の中で学校にも行きますので、その中でも今言ったようなことを再度啓発というのをしていきたいと思えます。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） ありがとうございます。自転車による事故が全国では数多く起こっている、高額賠償も発生しているということを踏まえて、今までよりさらに増した、そういった安全運転に対する周知徹底をお願いしたいと思います。

今回、条例による自転車保険加入の義務化について質問いたしましたが、条例をつくり周知徹底を図るということに大きな予算が発生することはないわけでありまして。個人が保険に加入することで、事故発生の際の危機意識を持ち、加害者と被害者を守ることになりまして。少ない保険料で大きな不幸を回避することができます。行政が音頭をとって自転車保険加入を推進すべきと考えます。

今回、条例制定を提案いたしましたが、賠償保険料を各負担ではなく公費で負担しているという例もあります。ただし、これは自転車保険ではなく、認知症の高齢者による徘徊中の事故などで家族が損害賠償を請求される、そういった事態に備え、認知症の人を対象に公費で民間の賠償保険に加入する自治体が増えております。

神奈川県大和市では、医師の診断後、市の見守り組織への登録を条件に市が1人年1万円を負担し、契約します。賠償金は最大3億円が支払われ、約280人が利用しています。同様の制度は愛知県大府市と栃木県小山市が導入しており、久留米市と愛知県阿久比町も開始予定となっております。さらに神戸市と名古屋市もその検討をしております。賠償額上限1億円では保険料は約2,000円です。

このような自治体の制度は、大府市で、2007年、認知症の男性、当時91歳が徘徊中に電車にはねられ死亡し、JR東海が遺族に約720万円の損害を求めた訴訟がきっかけであります。自転車事故で不幸な人を出さないために注意喚起をし、事故を起こさないため、執行部の取り組みを期待いたしまして質問を終わります。

次に、狭あい道路整備事業について質問いたします。狭あい道路整備事業は4メートル未満の幅員の道路を4メートルまで拡幅整備することで生活道路としての機能を確保するとともに、緊急車両の通行や消防活動など防災機能の確保をし、都市機能の向上を図ることを目的として実施しています。

建築基準法では、原則として建物の敷地は4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければいけません。ただし、建築基準法第42条第2項の該当する4メートル未満の道路は、原則としてその道路の中心から2メートルまでの道路該当部分には建物や塀などを建てることはできません。この後退すること、またその部分をセットバックと呼んでおります。いわゆる2項道路のセットバックでございます。

本市では、防府市狭あい道路拡幅整備要綱を定め事業を行っております。しかしながら、建物建築の際、セットバックをしても、その後退用地を全ての人が市に寄附しているわけではないので、土地の所有権は個々のものとなっている場合があります。しばらくすると、その後退用地部分に、違法ではありますが、塀やその他の建築物が設置される例もあるようです。これでは本来の目的である狭隘道路の拡幅は進まないこととなります。

そこで他都市の対応を見てみますと、それぞれ、人口や市の面積、予算規模によりさまざまですが、取り組んでいるようです。本市としても、どのような取り組みをすれば市民が安全で快適な生活を送れるような狭あい道路拡幅事業となるのか、考えていただきたいと思っております。

そこで質問いたします。まず、後退用地について本市では要綱にどのように定めているのか、お答えください。

次に、これまで建物建築に伴うセットバックの件数と後退用地寄附の実績はいかがでしょうか。

3点目、事業を進めるために、予算限度額や買取単価を決め、後退用地を市が取得して道路として整備すべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

狭あい道路整備事業について、まず1点目の狭隘道路に接する敷地における建築行為を行う場合の後退用地についての本市の要綱につきましては、狭あい道路拡幅整備事業の要

綱第11条において費用の助成について定めております。助成の内容といたしましては、後退用地を寄附していただける場合は、その分筆費用の全部を補助しております。また、後退用地に既存の塀などがある場合は撤去費用10万円を上限として助成しております。

次に、2点目のセットバックとその用地寄附の実績についてでございますが、市に直接提出される建築確認申請、これが年間約120件ございまして、そのうちセットバックのあるものが平成26年に7件、27年に9件、28年に4件、29年に6件ございまして、そのうち26年に寄附が1件、28年に寄附と撤去が1件ずつございました。また、本年、1件の寄附申請が出ているところですが、実績としては少ない状況でございますので、一層のPRに努めてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の狭隘道路の拡幅を進めるための買い取りについての御提案ですが、市では、人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化に対応するため、拡大を前提としておったまちづくりからの転換を図り、各地域において拠点となる核を形成するとともに、その間をつなぐ交通ネットワークを形成することを将来の都市構造として目指す、都市計画マスタープランを本年4月に公表したところでございますが、狭隘道路を解消し、まちの更新がしやすい環境を整えていくことは各地域の拠点をより住みやすいまちにしていくことにつながると考えております。

議員御提案の後退用地の取得につきましては、住みやすいまちづくりに大変有効な手段と考えておりますので、全国的な事例を参考に検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

本市の要綱の御説明もありまして、助成費用もあるということでした。分筆その他の費用を負担し、撤去費用も含め10万円を限度額として助成もできるということでもございました。セットバックの件数を、今、建築確認の中から市が把握できるわけでもございますけれども、これが平成26年から7件、9件、4件、6件とセットバックに該当する案件が出ているわけでもございます。しかしながら、その中で寄附していただいた数というのは非常に少ないように思います。平成26年に1件、平成28年に1件、本年、平成30年に1件ということでもございます。

この寄附というのが、該当するところを全て寄附していただければ大変問題は少ないんでございますが、その寄附していただけるためのPR、これはしっかりPRに努めるという御答弁が今答弁の中にありましたけれども、寄附していただくための周知についてはどのように活動されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

どのような周知をしているかという御質問でございますが、市広報において毎年6月に1回、このセットバックについて広報しております。そのほかについては建築課の窓口において個別案件ごとにお問い合わせするといった対応で現在のところはございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 寄附していただけるためのPR活動ということにつきましては、もっともっとPRに努めていただきたいというふうに思うわけであります。

この後退用地の寄附が少ない理由について考えてみますと、そういったPRが悪い、少ないということもあります。自宅を建て替えることになりセットバックをする場合には、例えば自宅前の道路が2メートルの2項道路のときは中心から2メートル後退するわけですから、自分の土地が道路に10メートル接しているとすれば、1メートル掛ける10メートルで約10平方メートルを寄附するということになります。

所有者は自分の土地が10平方メートルほど狭くなるわけですから、簡単に寄附の決断ができないかもしれません。その中で寄附していただくことを実施していただければ、将来的に防府市の狭あい道路拡幅事業というのが進むわけですから、そこに対してはしっかり周知していく必要があると思います。

1年に一遍だけ市広報に載せているよというだけではPR不足じゃないかなというふうに思います。建築確認申請ときにセットバックすることがわかるわけでありますから、そこには個別に伺って後退用地の寄附をお願いに行く、そういう必要があるのではないでしょうか。

その中で、「防府市の狭あい道路拡幅事業が進めば、緊急車両の通行あるいは介護施設の送迎用の通行も容易になるんですよ」、そういった説明を重ねていってお願いしていくということが必要になると思うんですけども、こういったことをやっていただきたいと思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、確認申請のときには必ずしも個人さんが来られるわけではございませんので、その辺は大きな課題だという認識は持っております。そういう狭隘道路に接する家が何軒かあって、その人1軒がセットバックをした土地を寄附するというだけで狭隘の道路が4メートルになるわけではございません。そういったエリアとして捉

えるという視点が当然必要だろうと思いますので、その辺は、今後、どういう説明の仕方が必要なのか、大事なのかというところも考えまして検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 1軒だけが寄附されてそこだけが広がっても容易に狭隘道路が4メートルにはならないというお話でありましたけれども、そこが寄附されずに自分の用地として利用された場合には、またその後退距離が自分で使われるわけですから永久に4メートルにならないわけです。こういった事態が現状としてあるわけです。そこで寄附していただければ防府市の所有になるので、そこは本人の所有でないので使わないので、将来的には4メートル道路になるという可能性もあるわけであります。

単価を決めて買い取るのが一番いいわけでありますけれども、答弁の中で他市の事例も検討してみるということがありました。なかなか、防府市の経済規模を考えますと、お金を出して買っていくというのは非常に難しいんじゃないかなというのは予想されます。寄附していただけない場合でも、明石市など他の自治体では無償で市が道路として使用できるよう使用貸借の制度がありますが、本市でもそういう要綱をつくって、無償使用という、使用貸借という制度をつくったらいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

今、明石市の事例を議員が言われたので、私どもも明石市に確認いたしました。明石市におかれましては、そういった要綱を定め、そういった制度が確かにございます。ではあります、現在のところ、明石市においても実際の取り扱いの実績はまだないというところのようでございます。

デメリットというか、問題点もあるようございまして、将来にわたって、例えばその土地の売買あるいは相続、そういったときに、契約の内容にもよるんだと思いますが、そういうところで問題が起こる可能性も含んでおるといふふうな認識を今時点では持っております。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 調査されたようで、ありがとうございます。明石市が要綱はあるけれども利用されていないと。これは一歩進んでもう少し調査していただくと、実は明石市は評価額の50%で買い取っているわけです。どちらがいいかと言えば絶対買い取ってもらったほうがええわけです。だから、利用がないわけです。

しかし、使用貸借を実施している自治体はほかにもたくさんあります。松戸市の要綱では、市は無償で使用することについて合意が成立した後退用地及び隅切り用地については固定資産税及び都市計画税について非課税措置を講ずるものとする。こういうメリットがあるわけです。要するに使用貸借していただくことでその部分については税金がかからない。だから市が使ってくださいというような要綱になっているわけです。

鹿沼市は、事業の特典として、後退用地の使用貸借をした場合、後退した部分の面積は固定資産税及び都市計画税が免除されます。宇都宮市は、後退用地等使用貸借承諾書。承諾してもらうわけです、所有者に。これを交わし、市の要綱に基づき宇都宮市が後退部分を舗装及び側溝整備をする。きれいになるわけです、自分の家の前が。道路用地として敷地として無償で使用する。そして、用地の固定資産税と都市計画税を免除する。こういうふうになっています。

四日市市や栃木県の市貝町など、こういったところも非課税措置を設けてあります。財政規模の小さいところでもやっているところがあります。こういったメリットをつくってあげないと、自分の土地を無償で寄附するということ、そういう考えはなかなか難しいんじゃないかなと思います。

非課税措置をするということは、当面の手出しのお金が発生するわけじゃありませんので、その辺のところは他市の例もしっかり研究して、どういったやり方がいいのかと。

先ほど相続なんかのときにいろいろ問題が生じると言いますがけれども、これは承諾書をとって使って使用するわけですが、そのところでさらにお願ひすることもできるし、可能性として、しっかり整備された道路状況であれば、それは税金もかかっていないわけですから、寄附しようという意思も働く可能性があるわけです。

そういうことを積み重ねていかないと狭あい道路拡幅事業自体が進んでいきませんので、いつまでたっても2項道路がたくさんあって、狭いところ、車が入らないところ、救急車が入らない、消防車が入らないという防府市であり続けるわけですから、そのところをしっかりと工夫してお願いしたいと思います。

最後に市長に伺います。セットバックしている市民からは「税金も自分が払っているのに。だから、自分のために使うのは当然だ」、こういう声があります。市が買い取ることも寄附していただくことも無理であれば、せめて今御説明した無償で使用できる使用貸借をして非課税措置を講じ、狭あい道路整備事業を進めるべきではないでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議員のほうからセットバックについてのいろんな方策の御提案

がありました。どれが一番いいかはわかりませんが、セットバックが進むことで防府市のまちづくりも進みますので、その方向でしっかりと検討していきたいと思っております。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、24番、山根議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、9番、高砂議員。

〔9番 高砂 朋子君 登壇〕

○9番（高砂 朋子君） 「公明党」の高砂でございます。3点にわたって質問をさせていただきます。

まず、防災対策の充実について伺います。

この夏は、甚大な被害が出た西日本豪雨、国内最高気温の更新、相次ぐ台風の発生など、異例づくめの天候が続きました。非常に強い台風21号が北上したばかりでございますけれども、本日未明、北海道において震度6強と言われる地震が発生いたしました。改めてこのような天候の中で犠牲となられた方に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本市におきましては、平成21年の災害を教訓に、これまで各地域、各関係機関、そして行政との連携であらゆる角度からの防災対策に力を入れてこられたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。異常気象をもたらす自然災害は、予想の範囲を超え、とるべき対応の困難さを年々大きくしております。今後、あらゆる面からのでき得る限りの防災対策と厳重な警戒が必要になってまいります。

そこで、5点について伺います。1点目、災害時のトイレ対策について伺います。

災害時の切れ目ないトイレ環境の確保とともに、災害時マンホールトイレの設置については、以前より何度も提案要望を重ねてまいりました。特に災害時の重要な拠点となる市庁舎と避難所である小・中学校等への設置は必須項目であると思っております。今回の西日本豪雨災害の際、避難所での暑さとともに、待ったなしの切実なトイレの問題が取り上げられておりました。

本市における災害時、切れ目ないトイレ環境確保に対しての取り組み、今後の災害用マンホールトイレの設置計画をお聞かせください。また、災害用マンホールトイレの市庁舎への設置の必要性をどのように認識しておられるか伺います。

2点目、災害時の情報伝達について伺います。

市が取り組んでいるプッシュ型の各情報伝達の実施状況と今後の取り組みの方向性、そしてそれらの市民の取得方法やその啓発の状況について伺います。

防災行政無線、屋外スピーカー、戸別受信機、防災ラジオ、市メールサービス、緊急速報エリアメール、電話、ファクス、以上7種の方法が取り入れられているわけですが、プッシュ型ということで自動的に私たちに入ってくる情報を指します。平成21年災を経験いたしました防府市にとって、市民一人ひとりが大切な災害情報伝達を得る方法が充実し、一人でも多くの人に取得方法を知っていただき、取り入れていただかなくてはなりません。

3点目、市内全戸に配布されたハザードマップの活用促進について伺います。

今回の豪雨災害では、ハザードマップの正しい見方と周知徹底の重要性が認識されました。防府市においても、防災リーフレットとともに全戸配布されていることすら認識がない方が多くいらっしゃるのではと思った次第でございます。

改めて市民の皆様へ、まずは御家庭にあるハザードマップを広げていただかなくてはなりません。その上で、各自治会で防災士の方々の御協力も得ながら、ハザードマップを広げ、我が地域の防災を考える場を設けていくことが大切ではないでしょうか。

4点目、災害時の民間業者との協定状況について伺います。

現在、災害時には相互協力ということで、国、県及び県内市町のほか、瀬戸内海沿岸自治体や雪舟サミット構成市等とも協定を結んでいます。消防、警察、給水、水道等、公共的などところでの協定も結ばれ、体制が整えられているところでございます。

今回の西日本豪雨災害に見られるように、災害が発生した範囲が広く、膨大な雨が長時間続くといった状況は災害の大きさにもつながり、多くの方に影響が及びます。再建、復旧、避難生活の長期化という深刻な状況になれば、さまざまな関係機関との連携に加え、さまざまな民間業者からの御協力がさらに必要になります。御所見を伺います。

5点目、災害時におけるドローン活用について伺います。

災害時におけるドローンの活用については、平成28年3月、山下議員が取り上げております。総務省報道資料によりますと、今年度の山口県総合防災訓練において、初めて被災地のドローン映像伝達訓練を実施とのことでございました。

災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定ということで、県は平成28年12月、下松は同年1月、平生町は平成29年3月、同じく岩国市、下関市は12月、周南市は平成30年3月に、活用の協定を山口県産業ドローン協会と結んでおられます。本市も御検討いただければと思います。

以上、防災対策の充実について伺います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（松村 学君） 9番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 防災対策の充実について5点のお尋ねにお答えします。

まず、1点目の災害時のトイレ対策についてでございます。

大規模な災害が発生したとき、避難所のトイレの確保は避難生活における健康被害や衛生環境の悪化などをもたらすことから、行政が取り組むべき大変重要な課題であると認識しております。

議員御案内のとおり、災害時に使用するトイレとしては、主に携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレなどがございますが、災害発生からの時間経過に応じて、それぞれのトイレの特性を考慮したトイレ対策に取り組む必要があります。

本市では、仮設トイレが設置されるまでの措置として、市内小・中学校にある防災倉庫などに携帯トイレや簡易トイレを備蓄しており、今後もさらに計画的に増やしていくこととしております。仮設トイレにつきましては、山口県と山口県衛生仮設資材事業協同組合の間で協定が締結されており、市から県へ設置要請することで、仮設トイレを確保する仕組みとなっております。

また、発災後しばらくしてからの使用を想定しておりますマンホールトイレにつきましては、大規模災害時の広域避難場所として考えております防府市スポーツセンター体育館ソルトアリーナ防府の敷地内に、来年度設置する方向で協議を重ねているところでございます。

また、新市庁舎への災害用マンホールトイレの設置につきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、新庁舎は防災・減災の拠点でありますことから、今年度作成を予定しております現庁舎敷地における建築計画案の中で設置について検討し、その結果を基本計画に反映したいと考えております。

次に、2点目の災害時の情報伝達についてでございます。

災害が発生する前に、できるだけ多くの市民の方々に早期の避難を行っていただくためには、注意報や警報などの防災気象情報や避難勧告などの避難情報を確実に伝達することが重要と考えております。

このため本市では、受信者の状況にかかわらず情報伝達が可能なプッシュ型の情報伝達手段として、同報系防災行政無線、屋外拡声子局、いわゆる屋外スピーカーですが、それと戸別受信機、緊急告知防災ラジオをはじめ、市メールサービス、緊急速報メールや電話・FAX配信サービスを導入しております。

例えば、緊急告知防災ラジオと電話・FAX配信サービスにつきましては、防災危機管

理課、もしくは障害福祉課の窓口で申し込みの受け付けを行っており、加えて防災ラジオについては各公民館においても申し込みの受け付けを行っているところでございます。

市といたしましては、多様な情報伝達手段を用いて、防災情報等の伝達を行うことで、市民の皆様それぞれの実情に合った入手手段を選択していただき、確実に情報を受け取っていただけるよう、引き続き、市広報をはじめ、防災出前講座や市総合防災訓練など、さまざまな機会を通じて普及啓発に努めてまいります。

次に、3点目のハザードマップ等の活用促進についてでございます。

市では、市内各地域で発生するおそれのある災害とその特性等をお知らせするために、佐波川洪水、柳川・馬刀川洪水、高潮、土砂災害、津波など、災害の事象ごとにハザードマップ、いわゆる防災マップを作成し、市民の皆様へ配布しているところでございます。

これら防災マップにつきましては、防災出前講座や徳山工業高等専門学校との協同による防災出前事業などにおいて、その見方等についての講習を行っておりますが、防災マップの周知等につきましては、いまだ不十分と考えております。

来年は、平成21年豪雨災害から10年を迎えます。今後、防災マップの一層の活用促進が図れるような方策を検討し、実施し、市民の皆様への周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の災害時の民間業者との協定状況についてでございます。

災害発生時、特に大規模な災害が発生した際には、被災自治体の災害対応能力は著しく低下し、被災自治体だけでは多岐の分野にわたる膨大な量の応急復旧活動を十分に遂行できないことが想定されます。

したがって、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるよう、平常時から企業等との間で協定を締結しておくことは大変重要であると考えております。

こうしたことから、市では避難場所の提供や食料・飲料水などの物資の提供等に関する協定を、本年8月末現在で、流通業者など56の民間事業者等と締結しております。なお、今後とも、災害発生時に迅速な災害応急対策等が行えるよう、輸送、倉庫管理など、民間事業者との協定の締結に努めてまいります。

最後に、5点目の災害時におけるドローンの活用についてであります。

災害時においてドローンを活用することは、議員お示しのとおり、災害発生現場の被災状況等の把握や行方不明者の捜索等のために大変有意義であると認識しております。このため、本市といたしましては、県との間で災害時応援協定を締結しております。

また、議員お示しのとおり、平成28年12月には被災状況等の把握などを目的に、県と山口県の産業ドローン協会の間で協定が締結されております。本市において災害が発生

した場合には、必要に応じ、県を通じ速やかに山口県産業ドローン協会への派遣依頼を行ってまいりたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

災害時のトイレ対策については大変重要な課題と認識をしておられるということ、また、ソルトアリーナ周辺の設置に向けて準備をされているとのことで、来年度設置をする方向性という御答弁をいただきました。まずは第一歩ということで感謝を申し上げます。また評価をさせていただきたいと思っております。

先日開催された防災会議を傍聴させていただきました。そのときに示されましたけれども、ソルトアリーナのメインアリーナは物品の需給拠点から広域避難所へ変更することが了承されたわけでございます。ここに、今御答弁にありましたように災害時のトイレ対策がとられるということは、ソルトアリーナ周辺の持つ機能がさらに拡充されるということで、大変喜ばしいことであろうというふうに思っております。災害時だけでなく、周辺で大きなイベントがあった場合は、この施設付近、大きく活用できるわけでございますので、大きな期待をもって早い設置を望みたいと思っております。今後とも切れ目ないトイレ環境の整備をよろしく願いいたします。

それから、質問を数点させていただきますが、災害時の情報伝達についてお伺いをいたします。

まず、防災行政無線、屋外スピーカーについてお伺いをいたします。

先日から山田議員も取り上げられ、現在60基というふうにも御紹介がございました。平成21年4月に導入しているこの屋外スピーカーでございますけれども、明年4月には10年となります。更新の時期を迎えているのではないかとというふうにも懸念するわけでございますけれども、この点についてはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

スピーカーの耐用年数ですけれど、大体10年から15年ぐらいというふうに言われております。先進市なんかでは大体15年をめどに更新するというような方向性を出しているところだと聞いておりますが、先ほど議員から御指摘ございましたように、来年が平成21年災、それからこのスピーカーを設置してからちょうど10年目を迎えることとなりますので、今後、財政状況等を勘案しつつ、防災対策に落ち度のないように更新を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 耐用年数が10年から15年ということで、来年が10年になりますので、この更新を迎えるということについて、しっかり計画を立てていただき、事業として進めていただきたいと思います。

それから、次の質問ですけれども、エリアメールについてお伺いをいたします。

今回の7月豪雨の際、私も周辺のことを気になりまして、大道の中でも山口市に近いエリアをいろいろ回っておりました。そのときに山口市の災害情報がエリアメールとして私の携帯にも送られてまいりました。もちろん私は防府市のメールサービスも登録しておりますので、市内の情報も入ってきたわけですが、市のメールサービスを登録されていない方で、山口市寄りに住んでおられる大道地域の方数人から、「防府市の情報はどうして入らないのか」というようなお問い合わせが入ったわけですが。

携帯へのエリアメールについては、市民はもちろん、防府市を訪れた方、通過される方など、広く災害情報を伝達するには大変有効で、必要な伝達手段ではないかと思っております。今回、防府市として、エリアメールが入らなかった理由、そしてエリアメールについての今後の対応をお聞かせいただければと思います。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

まずは、去る7月6日の豪雨の際に、エリアメールが発信できずトラブルがありましたことを深くお詫び申し上げます。原因といたしましては、このエリアメールは携帯大手3社と契約しておるわけですが、いわゆる文字制限というのが200文字という制限がございました。

防府市では、避難勧告文を――避難勧告につきましてはきめ細かく出すということで、平成21年災以降、こういうルールを決めておりますが、各自治会ごと、単位自治会ごとに出しております。何々川流域というような出し方はやっております。それに伴いまして、勧告文をそのままエリアメールにて送りましたが、その文字制限に引っかかりましたということで、今回トラブルが発生したものでございます。

この点に関しましては深く反省いたしまして、このたびのトラブルを教訓といたしまして、今後は避難勧告の勧告文とは違った表現でまずはエリアメールを出し、詳しくはまたさらにそこを自主的に、エリアメールが入るということは携帯やスマホを持っていらっしゃるわけですから、それからいろいろなアプリ、あるいはホームページ、ヤフー防災等で詳しく確認をしてもらうというように改めようということで内部で検討し決定いたしまし

た。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

エリアメールについては文字制限があると、200文字ということで、私もそのことを御答弁を聞くまで全く知らなかった、今回の質問に当たっていろいろお聞きして、初めてそうだったのかということを感じたわけでございます。

市民の方は防府メールサービスがあるということを案外知っていらっしゃるようで知っていらっしゃる方のほうが多いのではないかとということをもっと思いました。防災特集の中でも、ことしですね、この防災の情報も入っております。防府メールサービスの登録の仕方等も詳しく市広報で周知されたわけですがけれども、そのことも御存じでなかったということでございます。そういった方が多かつたのではないかとこのふうにも思っております。

エリアメールの発信についても今お聞きいたしました。しっかりと取り組んでいただきたいと思うと同時に、防府市の行っておるメールサービスの周知にもお力をさらにしていただければと思っております。

それから、次に緊急告知の防災ラジオについて伺います。

現在、どのくらい配布されているのかということですがけれども、無償配布とその他、有償配布の世帯の内訳がわかればお願いをいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

先月末、8月末現在の防災ラジオですが8,791台を配布しております。このうち無償配布が5,557台、残りの3,234台が有償となっております。

以上です。

○議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 8月末で8,791台、そのうち無償が5,557台ということとであります。

無償配布は皆様も御存じかと思っておりますけれども、75歳以上の方のみで構成される世帯、障害者手帳の交付を受けた障害者がおられる世帯、要介護1以上の認定を受けた在宅生活者がおられる世帯、要配慮者利用施設ということとでございます。

私はここへの設置啓発をさらに進めていくべきではないかというふうにも思っております。情報を取りにくい方々への配慮という点からでございます。とともに防災行政無線が聞き取

りにくいと言われる世帯、こういったお声もたくさん聞いているわけですが、そういった世帯への啓発も必要ではないかと思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

まさにそのとおりだと思います。プッシュ型のそういう情報提供というのが大切だと思います。昨日も山田議員から御質問いただきましたが、プッシュ型ということで、比較的若い方はエリアメールあるいは防災メール、今回防災メールも7月6日の西日本豪雨災害以降ちょっと、かなりの勢いで今伸びておりまして1万を大きく超えております。

そういった若い人についてはアプリ等が充実しておりますので、十分な対応できると思うんですが、御高齢の方あるいは障害をお持ちの方、さっき無償の台数を申し上げましたが、障害者の世帯の方に関しましてはかなり多くの方が――3, 170台が出ております。これに比しまして、75歳以上の御高齢世帯のほうが案外と少ないということで、ここがちょっと課題だと思いますので、やはりそういう情報にハンディをお持ちの方へいかに伝えていくか、一番手っ取り早いのはラジオですし、何にしても無償でございます。2台目以降は有償になりますが、それでも2, 000円でございますので、これをぜひ設置していただくよう促進していきたいと思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） どうかよろしく願いをいたします。

今、御答弁にもありましたけれども、防府メールサービスもまた防災ラジオのほうもこの夏、登録されたり求められた人が一気に増加したようなことをお聞きしております。市民の皆様の防災への意識が本当に高まっているあらわれだろうと思います。どうかよろしく願いいたします。

本日はプッシュ型を中心に取り上げましたけれども、プル型とあわせてのツールは、部長も今御答弁で言われましたが、さまざまございます。スマートフォンではさまざまな防災速報や災害対策のアプリがありますし、国土交通省は昨年8月にインターネットサイトに防災ポータルを開設しております。さまざまな防災、災害情報を整備し、一まとめに閲覧できるようにしたものです。県のホームページには防災やまぐちというサイトもあります。いずれも今から知っておくべき情報と災害時に見るべき情報の分類をされております。

あらゆる災害情報をあらゆる方法で、あらゆる立場のより多くの方々が取得できることが重要だと思います。その点を考慮し、さらなる啓発をよろしく願いをいたします。私自身もあらゆる機会を通じて、それらのPRに粘り強く啓発に努めてまいり所存でございます。

ます。

先日、今年度の児童・生徒による防災標語の入賞作品が発表されました。「こえをかけ、みんなでいのち、まもりあい」、「緊急時、普段の備えが、命を守る」、こういったものでございました。子どもたちも自然災害の中で命を落としてしまうことの悲しさを感じているのだらうと思います。改めて防災教育の大切さを痛感しております。この標語のとおり、命を守るさらなる防災対策の充実をお願いいたしまして、この項は終わります。

○議長（松村 学君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時 8分 休憩

---

午後1時 9分 開議

○議長（松村 学君） 少し早いですが、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。9番、高砂議員の2項目めの質問から再開いたします。9番、高砂議員、お願いします。

○9番（高砂 朋子君） それでは、午前中に引き続きまして質問をさせていただきます。次に、子育て支援の充実について伺います。

少子高齢化、人口減少が進む中、子どもたちの幸せや子育ての安心が確保される社会を構築していくことが求められています。ここ数年、防府市には1,000人近い赤ちゃんが誕生しております。1,000とおりの子育てが始まっております。幸せを感じる時ばかりでなく、不安を抱えるときもあり、それを繰り返しながら親子で成長していくわけですが、そのサポートのため、あらゆる団体、地域で、そしてあらゆる部署で支援の事業、取り組みが行われていることは大変ありがたいことだと思っております。改めてこのことを申し上げ、関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

昨年9月、一般質問において、お母さん達の身近なところで子育て支援をしておられるサロンやサークル等の現状と課題について伺いました。特に民間ボランティアで運営されている子育てサロンは、資金面での補助がない中で、自主的に子育て支援をしてくださっており、補助金制度等の創設が必要ではないかと訴えたところでございます。

前回紹介させていただきました周南市の子育て支援活動補助金制度について、池田市長にもお伝えしたく、再度御紹介をいたします。

補助要件は、子育てサークル、各種法人、企業、子育て支援団体等、自主的に活動する団体で市内に活動拠点があること、親子の交流、居場所づくりに関する年6回以上の継続した活動であることなどでございます。補助率は2分の1、上限が5万円ということで

ございました。

お母さんたちが子どもを連れて安心して出かけられる場所が身近にあることが大切であり、その場所で親子が気軽に交流し、語り合い、子育ての不安やストレスを解消するとともに、親子のスキンシップの大切さなどを学ぶ子育ての学習の場、相談の場となっている未就園児対象の子育てサロンの意義は大変大きいと思います。

そこで、改めてお伺いをいたします。未就園児対象の民間ボランティアで運営されている子育てサロンへの助成制度の導入について、市のお考えを伺います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、近年、核家族化の進行や地域におけるつながりの希薄化によって、子育ての不安や悩みを抱えながら誰にも相談できず、孤立した中で子育てをしている親が多くなってきております。

このような中、未就園児とその親が自由に集える子育てサロンは、親子が気軽に無理なく交流し語り合い、子育ての不安やストレスを解消するとともに子育ての学習の場となっており、地域で子育てをサポートする大切な活動の場の一つでございます。

本市におきましては、平成23年度よりNPO法人市民活動サポートねっとに委託し、市内10カ所の公民館で月1回程度、絵本の読み聞かせや季節の行事を行う子育てサロンを開催いたしております。また、ルルサス防府2階の親子ふれあい広場などで、年10回、保育士や子育て支援活動団体等による親子遊びや人形劇等を行う「あつまれ！わくわく広場」を開催いたしております。

さて、御質問の民間ボランティアで運営されている子育てサロンへの助成制度の導入についてでございますが、現在、市内には医療機関や民生委員・児童委員協議会、ボランティアグループや子育て中のお母さん方などを主体とした民間の子育てサロンがあります。乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に交流できる内容で、絵本の読み聞かせや物づくり、情報交換会や育児の勉強会などを組み合わせて実施され、精力的に活動をされておられます。

しかしながら、現在、本市におきましては、その活動に対して資金面で助成を行う制度はございません。つきましては今後、現場のニーズをしっかりと把握し、子育て施策全体の中で本市独自の助成制度について検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 今後、現場のニーズを把握し、防府市独自の助成制度を検討し

てまいりたいということで、前向きな御答弁と受けとめてよろしいのでしょうか。ぜひともよろしく願いをいたします。

昨年の9月の質問の際にも申し上げましたけれども、今御答弁にもありましたが、市内には補助金制度の全くない中で、実にさまざまな工夫をされながら、さまざまところでボランティアで子育て支援に頑張っておられる方がたくさんいらっしゃいます。そういった方々がこれからも継続して子育て支援ができるように、ぜひとも御紹介した周南市の補助金制度等もしっかり研究をしていただき、実施に向けて御努力いただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、次にいかさせていただきます。最後に不育症への支援について伺います。

不育症とは、2回以上の流産、死産や生後1週間以内の赤ちゃんの死亡を繰り返して、結果的に子どもを持っていないことと定義されております。流産の確率は年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では深刻な問題の1つでございます。

厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10%から20%の頻度で起こると言われており、流産を繰り返す不育症患者は全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われております。

不育症の原因については、子宮形態異常が7.8%、甲状腺の異常が6.8%、両親のどちらかの染色体異常が4.6%、抗リン脂質抗体症候群が10.2%等で、原因不明は65.3%にもなります。

しかし、厚生労働省研究班によりますと、検査や治療によって80%以上の方が出産にたどり着けると報告されております。つまり不育症を知り、適正な検査や治療をすれば多くの命を守ることができるということでございます。大切なことだろうと思えます。

流産の原因となる血栓症や塞栓症に対する治療及び予防のために行う在宅自己注射に用いるヘパリンカルシウム製剤は、平成24年1月から保険適用になり、不育症に悩む女性や家族にとって朗報となりました。

不妊症と比べ、いまだ不育症を知らない人が大変多く、流産、死産したことによって、心身ともに大きなダメージを受け苦しむ女性の4割は強い心のストレスを抱えたままと言われております。

厚生労働省は平成23年度、不育症の相談マニュアルを作成し、自治体に配付、その後、都道府県ごとに不育症相談窓口が設置され、県下では山口県立総合医療センター内に設置されております。

不育症の治療には多額の費用がかかることから、不妊治療費助成とあわせ公的助成を行っている自治体も増えてまいりました。県下では光市、下松市、宇部市、山口市がこの事

業を既に行っておられます。不育症に悩む方に対して正確な情報を提供し、心理的な相談や医学的な相談を行い、患者支援の取り組みを行っていくことが必要だと思います。

そこでお伺いをいたします。

1点目、不育症について、本市ではどのような認識をお持ちなのか伺います。

2点目、気軽に相談できる窓口体制の充実が必要です。相談窓口の体制と周知について伺います。

3点目、不育症の方の検査や治療の多くが保険適用されておられません。患者支援として経済的負担軽減を図り、治療を受けやすくする不育症の治療費助成制度についてのお考えを伺います。どうかよろしくお伺いをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問の不育症の認識についてでございますが、議員御案内のとおり、不育症とは妊娠したにもかかわらず、2回以上の流産、死産、もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって子が得られない状態を言います。

厚生労働省の調査によると、妊娠を経験した35歳から79歳の女性の38%が流産を経験していることが明らかになっており、不育症とされる2回以上の流産経験のある方は4.2%、3回以上の経験のある方は0.9%となっております。

不育症の方には繰り返される流産の経験から不安障害やうつ病になり、妊娠を諦められる女性もおられます。また不妊症に比べ、不育症は一般市民の認知度が低く、不育症の御本人に対して適切な支援が行われず、周囲も流産や死産をなかったことのように接したり、女性本人も悲しみやつらい気持ちを誰にも話すことができず、支援を受けることなく妊娠を諦められる方もおられます。

市といたしましては、妊娠、出産を希望される全ての方が安心して子どもを産み育てられるよう、また不育症の方やその御家族のつらい思いを周囲が理解し、配慮できるよう、不妊症とあわせて不育症についても市広報やホームページなどで周知をし、市民の理解を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の気軽に相談できる相談窓口の体制と周知についてでございますが、このような不育症についての現状を御存じない方や悩んでおられる方に対し、身近な相談窓口といたしまして、昨年10月に開設いたしました子育て世代包括支援センター——子育て応援室まんまるほうふや、山口県山口健康福祉センター防府支所を周知するとともに、専門的な窓口といたしまして、山口県立総合医療センター内にあります女性の悩み相談室を御紹介しております。また、保健センターで行う妊娠届け出時の面接におきましても、こ

れまで流産や死産の経験のある方に対しましては、これまで経験された精神的苦痛を認識し、精神面への配慮を十分に行い、傾聴し、支援してまいりたいと考えております。

3点目の治療費助成制度の導入についてでございますが、不育症の検査、治療につきましては、リスク因子の検査とそれに対する治療が実施されます。検査や治療に係る費用は経済的な負担も大きいと、県内においても議員御案内のとおり助成制度を導入している市もございます。

本市といたしましては、これまでも全国市長会議から国に要望が出されておりますが、まず国・県に対して不妊治療費の助成制度の拡充とあわせ、不育症助成制度の創設を要望してまいるとともに、不育症の現状把握に努め、他市の事例を調査し、研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

不妊症とともに不育症で悩んでいらっしゃる方が市内に必ずいらっしゃるということでございます。子どもができた喜びをかみしめる、また、かみしめたその後に、流産や死産ということで悲しみのどん底に突き落とされたという経験をお持ちの方がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。私も出産の経験がございますが、もし我が子がおなかの中で死んでしまった、流産してしまったということになれば、自分を責めて責め抜いて悲しみのどん底になるのではないかと、自分の身に置きかえて考えるところでございます。

そういったことから考えますと、治療への助成とともに不育症への理解を深めていただいて、しっかり助成制度を導入していただくのはごく当然のことではないか、そういうふうに今御答弁を聞きながら思った次第でございます。

御答弁の中では、他市の状況を見て研究してまいります、よく言われます「検討してまいります」と「研究してまいります」の違いということをよく市民の方からも御指摘をいただくわけですが、研究をして一人の子どもの命を守ることができるのか、そのような思いがしております。

県内の助成事業をしていらっしゃる市の詳しい支援状況を把握していらっしゃいましたら、ここで教えていただけますでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

県内で不育症治療費補助制度、これを導入しておられます市は、議員御案内のとおり、光市、下松市、宇部市、山口市の4市となっております。いずれの市も対象治療は不育症

の検査及び治療となっており、助成上限額は1年度当たり20万円、宇部市におきましては補助を受けることができる回数に制限はございませんが、その他の市では通算5回までという制限がございます。

実績についてでございますが、平成29年度でございますが、光市、下松市がともに2件ずつ、それから宇部市が1件であったようでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

実績まで御紹介をしていただきました。1年度当たり20万円以内ということで、通算5回の制限を光市、下松市、山口市は持っていらっしゃる。宇部市は回数制限を持っていらっしゃるということでございます。

29年度の実績として、光市が2件、下松が2件、宇部市が1件ということで、本当に予算的にはごくわずかな金額、でも、このお2人、お2人、1人、計5人の方の出産につながる大事な事業であったというふう感じたわけでございます。

不育症の方が出産に至るまでの検査費用であるとか、治療費をどの程度自己負担しておられるのか、把握していらっしゃいましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問の不育症の検査費用、治療費についてでございますが、検査には保険適用のものと保険適用外のものがあり、それぞれ自己負担額は2万円から3万円程度ということでございます。

また、不育症の方は妊娠を継続するために、毎日、内服薬の服用や在宅でのヘパリンカルシウム注射を行われておるようでございます。これらは保険適用ではございますが、妊娠初期から妊娠10カ月に入るまで毎月約1万円、合わせて10万円程度の自己負担が必要となってまいります。不育症に対する治療につきましては、その方の原因に合わせたいろんな治療が必要となってまいりますので、治療費は一概には言えないというところではございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

保険適用であっても治療費等に最低でも10万円ぐらいはかかる、それ以上かかる場合もあるということでございます。命を守る政策の1つとして、ぜひともこの助成制度は導入すべきではないかというふうに思っているところでございます。

不妊治療費の助成については、一般不妊治療費、特定不妊治療費について、これまで拡充を図っていただいていることには本当に感謝を申し上げたいと思っております。と同時に、せっかく宿った命が育たないことは、先ほどから何度も申し上げておりますように、本当につらいことであり、このことへしっかり心を寄せていただきたいというふうに思っております。ぜひとも不育症治療制度の導入に前向きに検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

今回は子育て支援の充実と不育症への支援ということで取り上げました。子どもを産み育てやすい防府市と大きく宣言ができるよう、胸を張ってそういうふうに叫べるよう強く願ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 以上で、9番、高砂議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、12番、曾我議員。

〔12番 曾我 好則君 登壇〕

○12番（曾我 好則君） 「自由民主党清流会」の曾我好則でございます。

それでは、通告に従ひまして、大きく2つの質問をさせていただきます。

まず、今後の財政運営についてお尋ねいたします。

本市は、松浦前市長時代の昨年10月に防府市中期財政計画を公表され、その中期財政計画は平成30年度から34年度までの5年間の財政状況の推計を行い、財政面の課題を明らかにするとともに、健全財政を維持できるよう、予算編成や行財政運営の指針として活用するため策定されたものです。今後の財政運営を考える上で、特に留意しなければならないのは収支の見通しですが、この計画では、「期間の前半は20億円前後の大幅な歳出超過となり、期間後半は投資的経費の削減を図ること等により改善するものの、歳出超過の状態は続く。予算の執行過程において、歳出削減等により、一定の改善は可能だが、収支の均衡を図ることは非常に困難である」との大変ショッキングな結論が示されております。

前市長からは、これまで事あるごとに、「自分が市長就任当時は財政が逼迫していたが、その後、行財政改革に取り組み、財政基盤の確立を図ってきた」とのお話を伺ってまいりましたが、この計画を見る限り、果たして本市は持続可能な財政運営を行っていただけるのだろうか、将来への不安は募るばかりでした。

さらに本計画では、「多額の財政調整基金を取り崩す決算が続いており、当初予算編成における財源不足も年々拡大傾向にあり、過度に基金の繰り入れに頼る予算編成はいずれ

限界を迎える」との一層悲観的な見通しも述べられています。

加えて、この計画には計上されていない市庁舎建設にかかる費用が、実際には計画期間中、あるいはその後も発生することから、将来的な財政負担が一層増加することは避けられないところです。

しかし、庁舎建設に伴う今後の財政運営について、昨年6月の定例議会の一般質問で前市長にお伺いしたところ、「それなりの規模の庁舎を建設したところで、市の財政がその後急激に悪化していくとか、そのようなことはみじんも感じていない。しっかりした庁舎を駅北につくっても微動だにしない財政状況を堅持していくことができる」という強気な発言がありました。前市長は、現在地と比較して高額になる駅北に庁舎を建てたいのと、財政的な不安を市民に感じさせない御配慮により、このような発言をされたのだと理解しておりますが、その直後にこの計画を公表されていますので、当時であっても、今後の財政運営は非常に厳しい状況であったのは明らかです。

一方、池田市長は、市長に就任された後、市の財政状況を見て愕然とされたようですが、本議会前に、4年連続で実質単年度収支は赤字で、財政調整基金の取り崩しにより、何とかやりくりしているということをお知らせされました。

また、8月23日に行われました庁舎建設調査特別委員会において、防災の観点から、市民の命が第一であり、一日も早く耐震性のある庁舎が必要とした上で、事業費を抑制する計画を公表されたところです。この計画ですと、これまでの計画から5年も前倒しすることができ、平成32年までの期限つきである国の市町村役場緊急保全事業が活用できるとともに、毎年の返済額をこれまでの庁舎建設基金の平均積立額以内に抑えることで、ほかの施策に影響を与えない配慮もお示しになりました。これまでにない予算の裏づけもお示しになり、市長就任から2カ月ぐらしかたっておりませんが、その間、相当精査されたことが容易に想像できます。このままスピード感を持って進めていただければと思っております。

ここでお尋ねいたします。市長就任前の昨年10月に策定された中期財政計画ですが、これから本格的な庁舎建設が控えており、将来的な負担は一層増加することが見込まれ、庁舎建設にかかる財源確保を含め、中長期的な財政運営の御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 12番、曾我議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 曾我議員からの今後の財政運営についての御質問にお答えいたします。

本市の財政状況につきましては、本議会初日に上程いたしました決算認定議案において

お示しましたように、平成29年度決算における実質収支は黒字でございますが、実質単年度収支は、平成26年度以降4年連続して赤字であり、赤字額や財政調整基金の取崩額の増加傾向に歯どめがかかっておりません。財政の硬直度を示す経常収支比率も99.2%と非常に高い比率であり、歳入が伸び悩む一方で、経常的に行っているサービスに対する支出が増加し過ぎていることが財政運営に大きな影響を及ぼしております。

また、かつて財政状況が厳しかった時期には、行財政改革の一環として職員数の適正化が図られ、効果額が生まれておりました。例えば、平成13年と28年度を比べますと、職員数が200名以上減少しており、それによって、職員給が約20億円ほど減ってきております。しかしながら、現状においてこれ以上の職員数を抑制することは、市民サービスの低下につながることから、困難な状況でございます。

このような本市の財政状況を踏まえ、先月上旬に、庁内全体で共通認識を図るため、私自身も出席し、部課長、庶務担当者への説明会を開催するとともに、本年度初めて財政当局が行う事業ヒアリングにも同席し、財政健全化へ向けてスタートを切ったところでございます。

一方で、厳しい財政状況下にあっても、社会福祉の充実や災害復旧、安心・安全の観点から、防災や市庁舎建設、学校施設へのエアコン設置など、一日も早く対応すべき、また緊急に対応すべき事業がございます。特に重要施策と位置づけております市庁舎建設につきましても、早期完成、事業費抑制が可能となります現庁舎敷地における庁舎建設計画案を取りまとめ、先月開催されました庁舎建設調査特別委員会にお示しさせていただいたところでございます。2020年度に庁舎建設の実施設計に着手することで、制度の継続を国へ要望しております市町村役場機能緊急保全事業の対象となった場合には、国の財政支援を受けることができますことから、早期事業化を図り、庁舎建設が他の施策への財政的な影響を抑えるように取り組んでまいります。

いろいろ述べてまいりましたけれども、所信表明で述べましたように、単独市政を貫き、市民の皆様、「暮らしが良くなったな」と実感していただける市政運営を行うためには、持続可能な行財政基盤を確立させることが急務でございます。このため、私みずからが先頭に立って、財源の確保に努めるとともに、既存事業のゼロベースからの見直しを行い、市民ニーズに対応した施策を構築しつつ、4年間の任期中に持続可能な行財政基盤の確立にめどをつけられるよう全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様のお理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 12番、曾我議員。

○12番（曾我 好則君） 市長の中長期的な財政運営の御所見をお聞かせいただきまし

たが、「私みずからが先頭に立って、新たな歳入確保に努めるとともに、既存事業のゼロベースからの見直しを行い、4年間の任期中に財政健全化に取り組んでまいらる」と、大変頼もしいお言葉をお聞きすることができ、安堵しているところでございます。

その決意のあらわれとして、「庁内全体で共通認識を図るため、私自身が出席し、部課長、庶務担当者への説明会を開催するとともに、財政当局が行う事業ヒアリングにも同席し、財政健全化に向けてスタートを切った」ということですが、市長じきじきのヒアリングは職員の心中をお察しいたしますが、職員も勉強になることや市長にじかにアピールできることを考えれば、今の財政運営のように、ピンチをチャンスと捉えて、乗り越えていただく必要がございます。

それと、既に感じている方もいらっしゃると思いますが、県庁時代から市長のスピード感は半端ないです。職員の方がしっかりついていけるよう、市長も御配慮いただけますようお願い申し上げます。

市庁舎建設については、市長のお示しになった資料でも、現在地で15億円近く国の補助金が活用できますので、他施策への財政的な影響を抑えるどころか、市長が先ほども言われましたように、「安心・安全の観点から、学校施設へのエアコン設置など、一日も早く対応すべき事業がある」というように、市長みずからのヒアリングは別にして、市に必要な事業を取捨選択していただき、市長が目指されている、市民の皆様にも、「暮らしが良くなったな」と実感していただけるような市政運営をお願いいたしまして、この項の質問は終わります。

○議長（松村 学君） 続き、どうぞ。

○12番（曾我 好則君） 続きまして、地元産品愛用運動についてお尋ねいたします。

本市の地元産品愛用運動、いわゆる「バイ防府運動」についてですが、優先的な市内事業者の利用や地元産品の購入等を推進するため、昭和60年から防府商工会議所と連携している運動であり、昨年は、従業員20名以上の商工会議所会員の事業所235カ所と、各種学校を含む官公庁112カ所に協力依頼の文書を郵送または持参されております。

その文書には、「工事は市内企業へ優先発注」、「物品は市内のお店で優先購入」、「各種会合や忘年会、新年会、歓送迎会等は市内の飲食店を優先利用」、「旅行時は市内の旅行代理店を優先利用」、「贈答品、記念品等は市内のお店で優先購入」、「工事、購入代金等はできるだけ短期で決済」、「防府市内共通商品券を活用して防府を元気に」という7項目が記載されております。

前市長におかれましては、「全市を挙げた運動に市の職員も参加するべく、私から各所属長を通じ、職員そして家族の一人ひとりに市内事業者の優先的な利用と地元産品の購入

を呼びかけている。この呼びかけは、庁内メールのみならず庁議やその他の会議等において、私から直接話をしているので、組織内に強く共有されているものと確信をしている」ということを、昨年3月、議会の牛見議員にお答えになっています。

この目的は、地域内における経済の循環を図るため、関係機関と連携して、地元産品愛用運動を含めた「バイ防府運動」を展開しているということのようですが、市民から聞こえる声は、前市長のお答えとは逆に、本市自体が率先して実践していなく、特に指定管理者や土木系の業務委託は県外業者の割合が高く、小・中学校の修学旅行も市外の旅行代理店と契約するなど、これまでの本市の対応は十分だとは言えません。

ここでお願いいたします。本市みずから依頼先にお手本となるような取組事例、県外、市外の受注割合が高いものの現状、さらには、これまでの反省を含めた今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 地元産品愛用についての御質問にお答えいたします。

地元産品愛用運動、通称「バイ防府運動」につきましては、議員御案内のとおり、プラザ合意——、恐らく円高不況によって、昭和60年より防府商工会議所と連携してこの運動を推進しており、毎年12月初旬に、市内各事業所及び官公庁へ、市内企業への発注や地元産品の購入等について文書にてお願いをしております。

また、市民の皆様にも、市広報8月15日号と12月15日号及び防府商工会議所の広報紙「会議所だより」の1月号へ市内店舗での買い物や市内飲食店の利用について掲載することにより、周知を行っている状況でございます。さらに、市内での消費拡大を目的に、平成11年度からは、防府商工会議所において防府市内共通商品券発行事業に取り組んでいるところでもございます。

私は生まれ育った防府を愛しており、自家用車もタイヤも防府市生産の品と定め、一貫して購入し、愛用してきております。地元で製造された物や地元の商品を購入し、繰り返し利用するということは、本市の経済循環が図られ、地域活性化につながることから、大変重要なことだと考えており、私は機会あるごとに地元産品についてPRを行っているところでございます。

こうした中、本市の取り組みといたしまして、公用車につきましては、自動車産業が本市の基幹産業であることを鑑み、かねてより、普通車についてはマツダ車の調達を行ってまいったところであり、特にリーマンショック以降は、普通車に限らず、軽自動車や特殊車両も含め、マツダに車種設定がある場合はマツダ車を発注しているところでございます。

また、本市の工事、物品につきましては、市内業者の受注機会の確保、育成の観点から、市内業者で履行可能なものは市内業者を優先しているところでございます。しかしながら、市内業者で入札不調になった場合、あるいは市内に対象業者がない、または極めて少数の場合は、市内に営業所等がある準市内業者等を選定する場合がございます。また、土木系の業務委託は市内業者以外への受注割合が高くなっておりますが、市内業者への優先的な指名等に取り組んでおります。さらに、給食調理の業務委託においては、給食調理業務の安全性を確保するため、提案書とプレゼンテーションによる審査と入札の併用による公募型指名競争入札により決定しておりますが、調理業務等従事者につきましては、市内在住者の雇用の確保に努めております。

本市といたしましては、さらなる地域経済の活性化を図るため、今後も引き続き市内業者への優先発注を進めてまいります。また、私みずから先頭に立って、ふるさと防府のより一層の発展のために「バイ防府運動」を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 12番、曾我議員。

○12番（曾我 好則君） 誰よりも防府を愛していらっしゃいます池田市長におかれましては、マツダの工場が本市に誘致されて以来、マツダ車に5台も連続で乗り続けていらっしゃいますし、タイヤもわざわざブリヂストンに変えて乗られており、まさに身をもって実践されております。

また、「バイ防府運動」は、地元で製造された物や地元の商品を購入し、繰り返し利用することは、本市の経済循環が図られ、地域活性化につながることから、大変重要なことだと考えており、市長みずから機会があるごとに地元産品についてPRをしているということでございます。

近隣他市と比べて非常に少ない予算ですので、現状で満足せず、さらに市内の経済を循環させることが非常に重要となってまいります。そのためには、県外、市外業者の受注が多いものを見直す必要があります。ここでのお答えは求めるつもりはございませんが、個人的に、本市みずから実施していただきたいものとして幾つか例を挙げてみたいと思います。

まず、市内の雇用や経済を支えているマツダ株式会社ですが、本市の公用車において、まだまだマツダ車の割合が低いように感じております。先ほどのお答えにあったように、「特にリーマンショック以降は、普通車に限らず、軽自動車や特殊車両も含め、マツダに車種設定がある場合はマツダ車を発注している」ということでしたので、本市のみずからの取り組みの一つとして、さらなるマツダ車の公用車率を向上していただきたいというふ

うに思います。

次に、これから本市も庁舎建設を控えており、大規模かつ技術的難易度の高い工事を発注する必要があるかと思えます。その場合、一般的に複数の建設企業が一つの工事を施工する特定建設工事共同企業体方式になるかと思えますが、共同企業体を構成する要件において、親が県外業者、子が県内業者となる場合、県では、県内業者の条件を少しでも優遇するため、この出資比率を通常の基準から上げて、対策を講じております。しかし、本市の場合は、過去の大規模な工事を見る限り、市内業者を優遇するような措置を全く講じておりません。最近では、市内業者の下請活用や市内で製造された製品を使うような入札条件になっておりますが、少しでも市内業者の条件がよくなるよう、入札制度を見直していただきたいというふうに考えております。特に1,000万円以下の工事においては、最低制限基準価格は撤廃し、県同様、最低制限価格にすれば、2%ほど入札価格は上がるわけですから、入札制度の見直しをしっかりといただきたいと思えます。さらに、業務委託の入札においては下限値が設けられていないため、今どき1円入札が可能でございます。最近でも予定価格の40%を切る案件も見受けられましたので、例えば、市内業者が入る場合は、調査基準価格や最低制限価格を設けるなど、品質確保や地元業者の育成の観点から、県同様、業務委託の入札においても、基準となる価格の設定をしていただきたいというふうに感じております。

最後に、前市長の聖域なき行財政改革により、市の職員は大幅に削減され、職員は苦労されていると思えますが、ただ単に外部委託して、行財政改革を装っていた感は否めません。その外部委託しているもので、今では直営よりも高額になっているものや、中には直営でできるものであっても、ついでに外部委託しているものがないのか、しっかり見直しをしていっていただきたいと思えます。そもそも民間のほうが安いのはなぜかということを一歩立ちどまって考えていただき、先ほど財政運営の質問で市長がお答えになったように、経常的に行っているサービスに対する支出が増加し過ぎていることが財政運営に大きな影響を及ぼしているということなので、職員一人ひとりが貴重な税金をいただいて、市政運営をさせていただいていることを自覚した上で、行政サービスに努めるとともに、市内の企業やお店等を優遇していただくことで、今後は持続可能な行財政基盤を確立していただきたいということを強く申し上げ、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（松村 学君） 以上で、12番、曾我議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 1 時 5 4 分 延会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 9 月 6 日

防府市議会議長 松 村 学

防府市議会議員 河 村 孝

防府市議会議員 清 水 力 志

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年9月6日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員